

令和4年第2回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

令和4年第2回荒尾市議会（定例会）議案資料目次

議案番号	件名	ページ
議第33号	専決処分について（荒尾市税条例等の一部改正）	1
議第34号	専決処分について（荒尾市国民健康保険税条例の一部改正）	2
議第36号	荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	5
議第37号	令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第1号）	6
議第38号	令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）	7
議第39号	令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	12
議第40号	令和4年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）	13
議第41号	令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	14
議第42号	令和4年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	15

令和4年度地方税制改正に伴う荒尾市税条例等の一部改正の主な内容

改正項目	改正内容		改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期																				
	現行	改正後																							
1 上場株式等の 配当所得等に 係る課税方式	<p>所得税</p> <p>個人住民税</p> <p>上場株式等の配当所得等</p> <p>申告不要</p> <p>総合課税</p> <p>申告不要</p> <p>分離課税</p> <p>申告不要</p> <p>分離課税</p> <p>※確定申告時(所得税)に総合課税又は分離課税を選択した場合において個人住民税は申告不要を選択することができる。</p>	<p>所得税</p> <p>個人住民税</p> <p>上場株式等の配当所得等</p> <p>申告不要</p> <p>総合課税</p> <p>申告不要</p> <p>分離課税</p> <p>※所得税及び個人住民税は同じ課税方式となり、異なる課税方式は選択できない。</p>	公平性の観点から所得税と個人住民税の課税方式を一致させるよう整備を行う。	第33条 第34条の9 附則第16条の3	令和6年度 分から																				
2 土地に係る固定資産税の負担調整措置	<p>所得税</p> <p>個人住民税</p> <p>上場株式等の配当所得等</p> <p>申告不要</p> <p>総合課税</p> <p>申告不要</p> <p>分離課税</p> <p>申告不要</p> <p>分離課税</p> <p>※負担水準＝前年度課税標準額(前年度の税額の基となった額)÷今年度評価額 ・上記の計算式によって、算出した負担水準を基に負担調整措置を講じて今年度課税標準額を定める。</p> <p>商業地等 (雑種地及び住宅用地特例を適用していない宅地)</p> <table border="1"> <tr> <td>負担水準</td> <td>令和3年度課税標準額</td> </tr> <tr> <td>70%を超える場合</td> <td>今年度評価額×70%</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下の場合</td> <td>前年度課税標準額と同額に据え置く</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満の場合</td> <td>前年度課税標準額+今年度評価額×<u>5%</u></td> </tr> <tr> <td>20%未満の場合</td> <td>今年度評価額×20%</td> </tr> </table> <p>【令和3年度に限った措置】 負担調整措置等により税額が増加する土地に関しては、前年度の課税標準額に据え置く。</p>	負担水準	令和3年度課税標準額	70%を超える場合	今年度評価額×70%	60%以上70%以下の場合	前年度課税標準額と同額に据え置く	20%以上60%未満の場合	前年度課税標準額+今年度評価額× <u>5%</u>	20%未満の場合	今年度評価額×20%	<p>所得税</p> <p>個人住民税</p> <p>上場株式等の配当所得等</p> <p>申告不要</p> <p>総合課税</p> <p>申告不要</p> <p>分離課税</p> <p>※負担水準＝現行と同じ。</p> <p>商業地等 (雑種地及び住宅用地特例を適用していない宅地)</p> <table border="1"> <tr> <td>負担水準</td> <td>令和4年度課税標準額</td> </tr> <tr> <td>70%を超える場合</td> <td>今年度評価額×70%</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下の場合</td> <td>前年度課税標準額と同額に据え置く</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満の場合</td> <td>前年度課税標準額+今年度評価額×<u>2.5%</u></td> </tr> <tr> <td>20%未満の場合</td> <td>今年度評価額×20%</td> </tr> </table> <p>【令和4年度に限った措置】 商業地等(雑種地及び住宅用地特例を適用していない宅地)について、令和4年度の評価額の2.5%(現行は5%)を加算した額を課税標準額とする。</p>	負担水準	令和4年度課税標準額	70%を超える場合	今年度評価額×70%	60%以上70%以下の場合	前年度課税標準額と同額に据え置く	20%以上60%未満の場合	前年度課税標準額+今年度評価額× <u>2.5%</u>	20%未満の場合	今年度評価額×20%	令和4年度に限り、激変緩和の観点から商業地等の課税標準額について所要の整備を行う。	附則第12条	令和4年度 分
負担水準	令和3年度課税標準額																								
70%を超える場合	今年度評価額×70%																								
60%以上70%以下の場合	前年度課税標準額と同額に据え置く																								
20%以上60%未満の場合	前年度課税標準額+今年度評価額× <u>5%</u>																								
20%未満の場合	今年度評価額×20%																								
負担水準	令和4年度課税標準額																								
70%を超える場合	今年度評価額×70%																								
60%以上70%以下の場合	前年度課税標準額と同額に据え置く																								
20%以上60%未満の場合	前年度課税標準額+今年度評価額× <u>2.5%</u>																								
20%未満の場合	今年度評価額×20%																								

荒尾市国民健康保険税条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

令和4年3月31日に公布された「地方税法施行令等の一部を改正する政令」により、国民健康保険税の賦課限度額の一部について改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

国民健康保険税の賦課限度額の引上げ

区 分	現行	改正後
基礎課税額	<u>63万円</u>	<u>65万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	<u>19万円</u>	<u>20万円</u>
介護納付金課税額	17万円	17万円
合 計	<u>99万円</u>	<u>102万円</u>

3 施行期日

令和4年4月1日

4 適用区分

令和4年度以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(課税額) 第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(課税額) 第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びビへに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びビへに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p>

現 行	改 正 後
<p>1・2 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第22条第1項の規定の適用については、<u>同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</u></p> <p>4～15 略</p>	<p>1・2 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第22条第1項の規定の適用については、<u>同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</u></p> <p>4～15 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改	正	後
<p>(経営の基本) 第4条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(27) 略 3 略</p>		<p>(経営の基本) 第4条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(27) 略 <u>(28) 老年内科</u> 3 略</p>		

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議第37号資料

令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第1号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源 国庫支出金	地方債	その他		
3 民生費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費	104,008	104,008				□住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費及び支給に伴う事務経費 ・手数料 102 ・住民情報システム改修委託料 1,300 ・臨時特別給付金申請受付等業務委託料 11,858 ・借上料 748 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (財源) 90,000 ・国庫補助金 104,008
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費 (その他世帯)	34,313	34,313				□低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の世帯分) 給付事業費及び支給に伴う事務経費 ・消耗品費 70 ・印刷製本費 80 ・郵便料 432 ・手数料 81 ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 (その他世帯) 33,650 (財源) ・国庫補助金 34,313
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費 (ひとり親世帯)	47,764	47,764				□低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 給付事業費及び支給に伴う事務経費 ・消耗品費 100 ・郵便料 240 ・手数料 74 ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯) 47,350 (財源) ・国庫補助金 47,764
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費 (ひとり親世帯) (時間外手当)	200	200				□低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) の支給に伴う事務経費 ・時間外手当 200 (財源) ・国庫補助金 200
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費 (その他世帯) (時間外手当)	320	320				□低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の世帯分) の支給に伴う事務経費 ・時間外手当 320 (財源) ・国庫補助金 320
3 款計		186,605	186,605				
4 衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	37,570	37,570				□新型コロナウイルスワクチン追加接種 (4回目接種) の実施による ・郵便料 1,974 ・新型コロナウイルスワクチン接種受付等業務委託料 1,199 ・新型コロナウイルスワクチン接種委託料 34,155 ・借上料 242 (財源) ・国庫負担金 34,155 ・国庫補助金 3,415
	4 款計		37,570	37,570			
	補正額	224,175	224,175				
	補正前の額	24,640,000	7,234,923	810,700	1,558,766	15,035,611	
	合計	24,864,175	7,459,098	810,700	1,558,766	15,035,611	

令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	一般管理費（総務課）	2,635			2,635		<input type="checkbox"/> 下水道施設特許による職員職務発明実 施補償金 ・補償金 2,635 (財源) ・ベルト型ろ過濃縮機不実 施補償料 (16,500)
	一般管理費（会計年度任用職員 任用）	1,298				1,298	<input type="checkbox"/> 雇用保険料率の改定による ・健康労働保険料 1,298
	財政課人件費（産休・育休代替 職員任用）	1,699				1,699	<input type="checkbox"/> 会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 1,273 ・期末手当 170 ・健康労働保険料 256
	くらしいきいき課人件費（産 休・育休代替職員任用）	1,693				1,693	<input type="checkbox"/> 会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 1,273 ・期末手当 136 ・健康労働保険料 246 ・費用弁償 38
	基金費（総合政策課）	147,331				147,331	<input type="checkbox"/> 前年度運用益金、ふるさと応援寄附金 及び子ども未来基金寄附金のマッ チング・ギフト方式による積立て ・子ども未来基金積立金 147,331
	基金費（くらしいきいき課）	393,341				393,341	<input type="checkbox"/> 前年度運用益金及びふるさと応援寄 附金の積立て ・ふるさと応援基金積立金 393,341
	コミュニティ助成事業費	4,634			4,634		<input type="checkbox"/> コミュニティ掲示板の設置（万田中央 地区、有明地区、八幡地区）及びコミュ ニティ無線放送システムの整備補助（大 和区） ・コミュニティ助成事業委託料 2,134 ・コミュニティ助成事業助成金 2,500 (財源) ・コミュニティ助成事業助成金 4,600 ・コミュニティ助成事業地区負担金 34
	情報化対策推進事業費	3,960				3,960	<input type="checkbox"/> 情報セキュリティ向上のためのL G W A Nネットワーク不正通信監視サー ビスの導入による ・行政手続のオンライン化対応委託料 3,960
	公共施設総合管理導入事業費	575				575	<input type="checkbox"/> 令和5年度からの公共施設総合管理業 務委託に向けた準備経費 ・非常勤職員報酬 60 ・費用弁償 15 ・公共施設総合管理業務委託導入支援業 務委託料 500
	データ連携基盤スマートシティ 推進事業費	143,000	133,466			9,534	<input type="checkbox"/> データ連携基盤による荒尾ウェルビー イングスマートシティの実現に向けた取 組 ・データ連携基盤構築等委託料 143,000 (財源) ・国庫補助金 133,466
戸籍住民基本台帳費（会計年度 任用職員任用）	1,712				1,712	<input type="checkbox"/> 会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 1,273 ・期末手当 170 ・健康労働保険料 251 ・費用弁償 18	
2 款計	701,878	133,466		7,269	561,143		

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
3 民 生 費	国民健康保険特別会計繰出金	△ 3,173				△ 3,173	□特別会計人件費補正による ・国民健康保険特別会計繰出金 △3,173
	介護保険特別会計繰出金	1,345				1,345	□特別会計人件費補正による ・介護保険特別会計繰出金 1,345
	認知症コホート大規模調査事業費	3,393				3,393	□会計年度任用職員2人任用 ・非常勤職員報酬 2,514 ・期末手当 259 ・健康労働保険料 520 ・費用弁償 100
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 1,172				△ 1,172	□特別会計人件費補正による ・後期高齢者医療特別会計繰出金 △1,172
	新型コロナウイルス感染症対策事業費	11,900	7,932			3,968	□保育所、認定こども園等における新型コロナウイルス感染症対策用品の整備等 ・消耗品費 400 ・備品購入費 800 ・子ども子育て支援交付金事業補助金 10,700 (財源) ・国庫補助金 3,966 ・県補助金 3,966
3款計	12,293	7,932			4,361		
4 衛 生 費	衛生総務費(会計年度任用職員任用)	1,942				1,942	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 1,273 ・期末手当 170 ・健康労働保険料 377 ・労災保険料 36 ・費用弁償 86
	予防接種費	18,931				18,931	□HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対する接種再開による ・消耗品費 5 ・医薬材料費 13,959 ・郵便料 229 ・A類疾病予防接種委託料 4,090 ・予防接種広域化業務委託料 327 ・扶助費 321
	任意予防接種助成事業費	4,546				4,546	□HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対する接種費の助成 ・キャッチアップ接種助成費(子宮頸がん) 4,546
4款計	25,419				25,419		

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
6 農 林 水 産 業 費	水産業振興費	788	394			394	<input type="checkbox"/> 県産アサリの産地偽装問題を起因とした風評被害を受けた漁業者の事業継続及び生活を支援するための融資に対する利子補給 ・ 荒尾市アサリ等緊急対策資金利子補給金 458 ・ 荒尾市アサリ等緊急対策資金保証料助成金 330 (財源) ・ 県補助金 394
	6 款計	788	394			394	
7 商 工 費	新型コロナウイルス対策事業費 (産業振興)	4,350	4,350				<input type="checkbox"/> 飲食店認証制度に登録された市内飲食店の冊子作成による利用促進 ・ 感染症防止対策取組店舗情報発信冊子作成委託料 4,350 (財源) ・ 県補助金 4,350
	7 款計	4,350	4,350				
8 土 木 費	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	△ 1,015				△ 1,015	<input type="checkbox"/> 特別会計人件費補正による ・ 南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 △1,015
	8 款計	△ 1,015				△ 1,015	
9 消 防 費	消防団員費	9,834				9,834	<input type="checkbox"/> 消防団員退職報償金 (26人分) ・ 報償金 9,834 (財源) ・ 共済基金 9,834
	消防団・自主防災組織等連携促進支援事業費	2,000	2,000				<input type="checkbox"/> 防災フェスタの開催、避難所運営訓練の実施等による地域防災力の向上 ・ 報償金 100 ・ 普通旅費 30 ・ 消耗品費 705 ・ 食糧費 30 ・ 印刷製本費 50 ・ 賄材料費 60 ・ 移動動物園委託料 100 ・ 移動水族館委託料 120 ・ 似顔絵ブース委託料 60 ・ 借上料 150 ・ 備品購入費 595 (財源) ・ 国庫補助金 2,000
	消防団の力向上モデル事業費	2,000	2,000				<input type="checkbox"/> 小・中学生及び高校生に対する防災啓発の推進による将来の地域防災リーダーの育成及び消防団応援の店による消防団員の福利厚生向上 ・ 消耗品費 555 ・ 印刷製本費 175 ・ 備品購入費 1,270 (財源) ・ 国庫補助金 2,000
9 款計	13,834	4,000			9,834		

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
10 教育費	学校保健特別対策事業費 (小学校)	11,250	5,625			5,625	<input type="checkbox"/> 各小学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品の整備等 ・消耗品費 5,070 ・郵便料 60 ・手数料 50 ・児童輸送委託料 200 ・備品購入費 5,220 ・教材備品費 650 (財源) ・国庫補助金 5,625
	小学校 I C T 環境整備事業費	3,878				3,878	<input type="checkbox"/> 学級編成に伴う学級数の増加による電子黒板等の整備 ・備品購入費 3,878
	学校保健特別対策事業費 (中学校)	3,600	1,800			1,800	<input type="checkbox"/> 各中学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品の整備等 ・消耗品費 2,450 ・郵便料 50 ・備品購入費 900 ・教材備品費 200 (財源) ・国庫補助金 1,800
	中学校 I C T 環境整備事業費	10,880				10,880	<input type="checkbox"/> 校務支援システムの改修による校務効率化の推進及び学級編成に伴う学級数の増加による電子黒板等の整備 ・校務支援システム構築委託料 1,507 ・備品購入費 9,373
	文化財保護費	626				626	<input type="checkbox"/> 野原八幡宮風流に係る衣装更新及び笛購入への補助 ・風流節頭保存会補助金 626 (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 626
	いきいき芸術体験教室事業費	94				94	<input type="checkbox"/> 県実施事業を活用した小学校における舞台芸術の鑑賞及び体験 ・公演委託料 94
	給食センター管理費 (会計年度任用職員任用)	△ 2,558			△ 579	△ 1,979	<input type="checkbox"/> 県雇用管理栄養士数の維持による会計年度任用職員任用の取りやめ ・非常勤職員報酬 △1,858 ・期末手当 △241 ・健康労働保険料 △373 ・費用弁償 △86 (財源) ・長洲町学校給食受託事業収入 △579
10款計	27,770	7,425		47	20,298		

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源	国県支出金	地方債		
12 公債費	長期債元金償還金				3,151	△ 3,151	□公営住宅の管理事務に係る人件費の減額による充当財源の組替え (財源) ・住宅使用料現年分 3,151
	12款計				3,151	△ 3,151	
款 合 計		785,317	157,567		20,301	607,449	
	各款職員等人件費	△ 27,180	△ 156		△ 6,362	△ 20,662	(財源) ・住宅使用料現年分 △3,151 ・国庫補助金 △115 ・県補助金 △41 ・長洲町学校給食受託事業収入 34 ・企業版ふるさと納税寄附金 △1,749 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業受託収入 △1,517 ・大傘田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 21
	補 正 額	758,137	157,411		13,939	586,787	一般財源 ・不実施補償料 13,865 ・財政調整基金繰入金 572,922
	補正前の額	24,864,175	7,459,098	810,700	1,558,766	15,035,611	
	合 計	25,622,312	7,616,509	810,700	1,572,705	15,622,398	

令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 繰入金	一般会計繰入金	627,512	△ 3,173	624,339	人事異動等に伴う減額
	その他	68,510	0	68,510	
	計	696,022	△ 3,173	692,849	
その他		6,739,904	0	6,739,904	
歳入合計		7,435,926	△ 3,173	7,432,753	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	97,277	△ 3,173	94,104	人事異動等に伴う減額
	その他	17,018	0	17,018	
	計	114,295	△ 3,173	111,122	
その他		7,321,631	0	7,321,631	
歳出合計		7,435,926	△ 3,173	7,432,753	

令和4年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）資料

＜保険事業勘定＞

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	925,857	△ 268	925,589	人事異動等に伴う減額
	その他	82,015	0	82,015	
	計	1,007,872	△ 268	1,007,604	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	54,413	△ 448	53,965	人事異動等に伴う減額
	その他	1,454,478	0	1,454,478	
	計	1,508,891	△ 448	1,508,443	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	27,206	△ 224	26,982	人事異動等に伴う減額
	その他	815,635	0	815,635	
	計	842,841	△ 224	842,617	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	52,428	1,569	53,997	人事異動等に伴う増額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	27,206	△ 224	26,982	人事異動等に伴う減額
	その他	1,062,919	0	1,062,919	
	計	1,142,553	1,345	1,143,898	
その他		1,587,332	0	1,587,332	
歳入合計		6,089,489	405	6,089,894	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	117,479	405	117,884	人事異動等に伴う増額
	その他	59,809	0	59,809	
	計	177,288	405	177,693	
その他		5,912,201	0	5,912,201	
歳出合計		6,089,489	405	6,089,894	

介護保険特別会計予算は6,123,250千円で、その内訳は、保険事業勘定6,089,489千円、介護サービス事業勘定33,761千円となります。

今回の1号補正により、保険事業勘定を405千円増額しますので、1号補正後の介護保険特別会計予算は6,123,655千円となります。

議第41号資料

令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	40,663	△ 1,172	39,491	人事異動等に伴う減額
	その他	241,939	0	241,939	
	計	282,602	△ 1,172	281,430	
6款 諸収入	雑入	12,089	△ 367	11,722	派遣職員手当等の変更に伴う減額
	その他	25,520	0	25,520	
	計	37,609	△ 367	37,242	
その他		593,361	0	593,361	
歳入合計		913,572	△ 1,539	912,033	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	50,432	△ 1,539	48,893	人事異動等に伴う減額
	その他	2,113	0	2,113	
	計	52,545	△ 1,539	51,006	
その他		861,027	0	861,027	
歳出合計		913,572	△ 1,539	912,033	

令和4年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	210,655	△ 1,015	209,640	人事異動等に伴う減額
その他		1,407,824	0	1,407,824	
歳入合計		1,618,479	△ 1,015	1,617,464	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	79,471	△ 1,015	78,456	人事異動等に伴う減額
その他		1,539,008	0	1,539,008	
歳出合計		1,618,479	△ 1,015	1,617,464	